

# 東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助金交付要綱

制定 令和6年3月26日

5都市建企第1224号

## (目的)

第1 この要綱は、東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度要綱（令和6年3月26日付5都市建企第1223号。以下「制度要綱」という。）に基づき、戸建住宅等液状化対策促進事業を実施する区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

## (通則)

第2 戸建住宅等液状化対策促進事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第3 この要綱における用語の定義は、制度要綱で使用する用語の例による。

## (補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、戸建住宅等液状化対策促進事業を実施する区市町村（以下「補助対象者」という。）とする。

## (補助対象事業)

第5 補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱に基づき、区市町村が行う戸建住宅等液状化対策促進事業とする。

## (補助対象事業費)

第6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 液状化判定調査に要する経費（地盤調査、室内土質試験及び液状化判定に要する経費）
- (2) 液状化対策工事に要する経費（設計料を含む。ただし、液状化対策工事に係る設計料のみとし、他の設計料と切り分けられない場合は補助対象外とする。）

## (補助金の額)

第7 都が交付する補助金の額は、次の(1)及び(2)により算出し、かつ、予算の範囲内とする。

なお、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(1) 液状化判定調査事業に係る補助事業1件当たりの補助金の交付額

第6の(1)の液状化判定調査に要する経費の3分の1以内の額、かつ、13万3,000円以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額の2分の1以内の額とする。

(2) 液状化対策工事事業に係る補助事業1件当たりの補助金の交付額

第6の(2)の液状化対策工事に要する経費の4分の1以内の額、かつ、40万円以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第8 この要綱に基づき補助を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第1号様式別添1）

(2) 事業要件確認書（別記第1号様式別添2）

(3) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの

(4) 液状化対策に係る目標

(5) その他知事が必要と認める書類

2 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 知事は、第8の1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第3号様式）に、次に定める書類（(2)から(4)まで

は変更が生じない場合は省略することができる。)を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書(別記第3号様式別添1)

(2) 事業要件確認書(別記第1号様式別添2)

(3) 区市町村事業要綱等、区市町村事業の内容が分かるもの

(4) 液状化対策に係る目標

(5) その他知事が必要と認める書類

2 1のただし書に規定する軽微なものとは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業の内容の変更で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、液状化判定調査事業、液状化対策工事業それぞれの件数に変更が生じないもの

(2) 経費の配分の変更(第6の(1)に定める液状化判定調査に要する経費と第6の(2)に定める液状化対策工事に要する経費間での流用をいう。)で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、その規模が当該年度の全経費に対して3割未満であるもの

3 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは変更を承認し、補助金交付変更承認書(別記第4号様式)により補助事業者へ通知し、適当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、通知書(別記第5号様式)により補助事業者へその旨通知する。

4 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(中止又は廃止の承認)

第12 補助事業者は、補助金の交付決定通知後に特別な理由が生じたため、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業の中止・廃止申請書(別記第6号様式)により知事に申請しなければならない。

2 知事は、1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは承認書(別記第7号様式)により、承認しないことを決定したときは通知書(別記第8号様式)により、補助事業者へその旨通知する。

(状況報告)

第13 知事は必要に応じ、補助事業者に対して期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1の規定による報告は、状況報告書(別記第9号様式)により行わせるものとする。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第10号様式)に、次に定める書類を添えて

知事に報告しなければならない。第12の2の規定により、中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳書（別記第10号様式別添）
- (2) その他知事が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定）

第15 知事は、第14の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知する。

2 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で行うものとする。

#### （補助金の交付）

第16 知事は、第15の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第12号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

#### （補助金の交付決定の取消し）

第17 知事は、補助事業者が次の(1)から(8)までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象事業費に達しないとき。
- (7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

2 1の規定は、第15の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### （補助金の返還）

第18 知事は、第17の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19 補助事業者は、第18の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合又は第17の1の(1)、(3)、(5)若しくは(6)に該当するときは、この限りでない。

2 補助事業者は、返還命令を受けた補助金を納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合は、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第20 第19の1の規定により違約加算金を納付する場合で、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21 第19の2の規定により延滞金を納付する場合で、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助事業の帳簿等の作成及び保管)

第22 知事は、補助事業者をして補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を備えさせるとともに、補助事業終了後5年間保管させなければならない。

(補助事業の実施期間)

第23 補助事業者は、補助事業の補助を受けようとする年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。